

○厚生労働省告示第 号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の二第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の二第二項第一号に規定する特定居宅サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。

○厚生労働省告示第 号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二

第二項第二号に規定する特定居宅サービス事業者（同条第一項に規定する特定居宅サービス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区	分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円	
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円	
従来型個室（特養等）	一日につき千百五十円	
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円	
多床室	一日につき三百二十円	

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、ユニット（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第一百四十条の二若しくは第一百五十五条の二、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第三十二条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第三十九条、指定介護療養型医療施設

の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条又は指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第三十八条に規定するユニットをいう。以下同じ。）に属する居室（指定居宅サービス基準第一百四十五条の四第五項第一号イ若しくは特別養護老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イ又は指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに規定する居室をいう。次号において同じ。）、療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イに規定する療養室をいう。次号において同じ。）又は病室（指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ、第四十条第二項第一号イ又は第四十一条第二項第一号イに規定する病室をいう。次号において同じ。）、指定居宅サービス基準第一百四十条の四第五項第一号イ又は特別養護老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イに規定する居室にあってはユニットに属さない居室を改修した居室であって、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを除き、指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに規定する居室にあっては同(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限り、療養室にあっては介護老人保健施設基準

第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限り、病室にあつては指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、ユニットに属する居室、療養室又は病室（指定居宅サービス基準第一百四十条の四第五項第一号イ又は特別養護老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イに規定する居室にあつてはユニットに属さない居室を改修した居室であつて、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものに限り、指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに規定する居室にあつては同(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除き、療養室にあつては介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、同(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除き、病室にあつては指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、指定介護療養型医療施設基準第三十

九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)又は第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、ユニット（指定居宅サービス基準第一百四十二条の二、特別養護老人ホーム基準第三十二条又は指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットに限る。）に属さない居室（指定居宅サービス基準第一百二十四条第五項第一号若しくは特別養護老人ホーム基準第十一条第三項第一号又は指定介護老人福祉施設基準第三条第一号に規定する居室をいう。第五号において同じ。）（定員が一人のものに限り。）をいう（（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」といいう。）の短期入所生活介護費（1日につき）のイ及びロの注4及び注5並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注8及び注9の規定の適用がある者が利用する個室（以下「特養等経過措置個室」という。）を除く。）。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、ユニット（指定居宅サービス基準第

百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するものに限る。）に属さない療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室をいう。次号において同じ。）又は病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）をいう（指定居宅サービス介護給付費単位数表の介護老人保健施設における短期入所療養介護費（1）及び（2）の注5及び注6、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費（1）及び（2）の注6及び注7、療養病床を有する診療所における短期入所療養介護（1）及び（2）の注4及び注5、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費（1）及び（2）の注3及び注4並びに基準適合診療所における短期入所療養介護費（1）及び（2）の注3及び注4並びに指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注5及び注6、療養病床を有する病院における介護療養施設サービス（1）及び（2）の注7及び注8、療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス（1）及び（2）の注5及び注6並びに老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス（1）及び（2）の注4及び注5の規定の適用がある者が利用する療養室又は病室（以下「老健・療養等経過措置個室」という。）を除く。）。

五 この表において「多床室」とは、ユニットに属さない居室、療養室又は病室（定員が二人以上るものに限る。）をいう（特養等経過措置個室及び老健・療養等経過措置個室を含む。）。

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	分	額
一 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者	一日につき 六百五十円	
二 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、食費の負担限度額が一日に		

四	つき六百五十円であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの	
三	施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、食費の負担限度額が一日につき六百五十円であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの	
二	施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定居宅サービス（法第六十一条の二第一項に規定する特定居宅サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定居宅サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定居宅サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定居宅サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下のもの	三百九十円 一日につき

五	施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、食費の負担限度額が一日につき三百九十円であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項に掲げる者を除く。）	
六	施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	一日につき三百円
七	施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、食費の負担限度額が一日につき三百円であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項及び五の項に掲げる者を除く。）	三百円
八	施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	

○厚生労働省告示第 号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の二第二項第二号及び第六十一条の二第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

所 得 の 区 分	居室等の区分	額
一イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げ る者	ユニット型個室	一日につき 千六百四十円

ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

ハ 施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの

二イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定居宅サービス（法第六十一条の二第一項に規定する特定居宅サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介	従来型個室（特養等）	ユニット型準個室	ユニット型個室（老健・療養等）	従来型個室（老健・療養等）	多床室	一日につき 千三百十円	一日につき 三百二十円	一日につき 八百二十円	一日につき 四百九十円	一日につき 四百九十円

護サービス又は特定居宅サービスを受ける日の属する月が

一月から六月までの場合にあっては、前々年）中の公的年

金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額

をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定居宅サービ

スを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又

は特定居宅サービスを受ける日の属する月が一月から六月

までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税

法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第

一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零

を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下

のもの

ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口に掲げる者を除く。）

従来型個室（老健・療養等）	多床室	一日につき三百二十円
ユニット型個室		
一日につき八百二十円		
ユニット型準個室		
一日につき四百九十円		
従来型個室（特養等）		
一日につき三百二十円		
従来型個室（老健・療養等）		
一日につき四百九十円		
多床室		
一日につき零円		

三
イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの

ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口及び二の項口に掲げる者を除く。）

ハ 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他的事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する

特定居宅サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第 号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。

五 この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。

○厚生労働省告示第 号

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 月 日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千三百八十円とする。